

公立大学法人九州歯科大学
理事長 西原達次 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）

平成26年7月10日26九歯大第6013号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

記

事務の名称	学教務システムによる学生登録情報の提供事務
所管課名	公立大学法人九州歯科大学
事務の目的	学教務システムのデータベースで管理している学生登録情報のうち、教科ごとの試験の点数及び授業への出席状況をオンライン結合で学生本人に提供することで、学生の利便性の向上及び学修支援に寄与するものである。
識別される個人の類型	公立大学法人九州歯科大学（大学院を除く。）に在籍する学生
提供する個人情報の種類	(1) 教科ごとの試験の点数 (2) 授業への出席状況
提供の相手方	公立大学法人九州歯科大学（大学院を除く。）に在籍する学生本人
公益上の必要性	現在、公立大学法人九州歯科大学においては、学生の成績については教科ごとの合否の結果のみを本人に通知しているが、教科ごとの試験の点数については個別に照会する必要がある。また、授業への出席状況については学教務システムで管理しているが、学生は当該データを閲覧することができない。 そこで、教科ごとの試験の点数及び授業への出席状況をオンライン結合で提供することにより、学生が随時これらの情報を入手できるようになり、利便性の向上だけでなく、学修支援に寄与することができる。
個人情報についての必要な保護措置	(1) ID・パスワード認証により学生本人及び保守管理委託業者（2名）しかアクセスできないこと。 (2) 学教務システムに学生情報を登録することのできる教職員が限定されること。 (3) 学教務システムのデータベースとは別に開示用のデータベースを構築し、夜間バッチ処理によりコピーを行うことで改ざん防止を図ること。 (4) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (5) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。 (6) 保守管理委託業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。